

豊橋市景観計画 事前協議と届出等の手引き

令和3年8月版

豊橋市 都市計画部 都市計画課

目 次

1. 事前協議と届出制度の概要	3
2. 事前協議と届出の対象行為	4
3. 景観形成基準	11
4. 手続の流れ	11
5. 提出図書	12
6. 提出図書の記入例	17

1. 事前協議と届出制度の概要

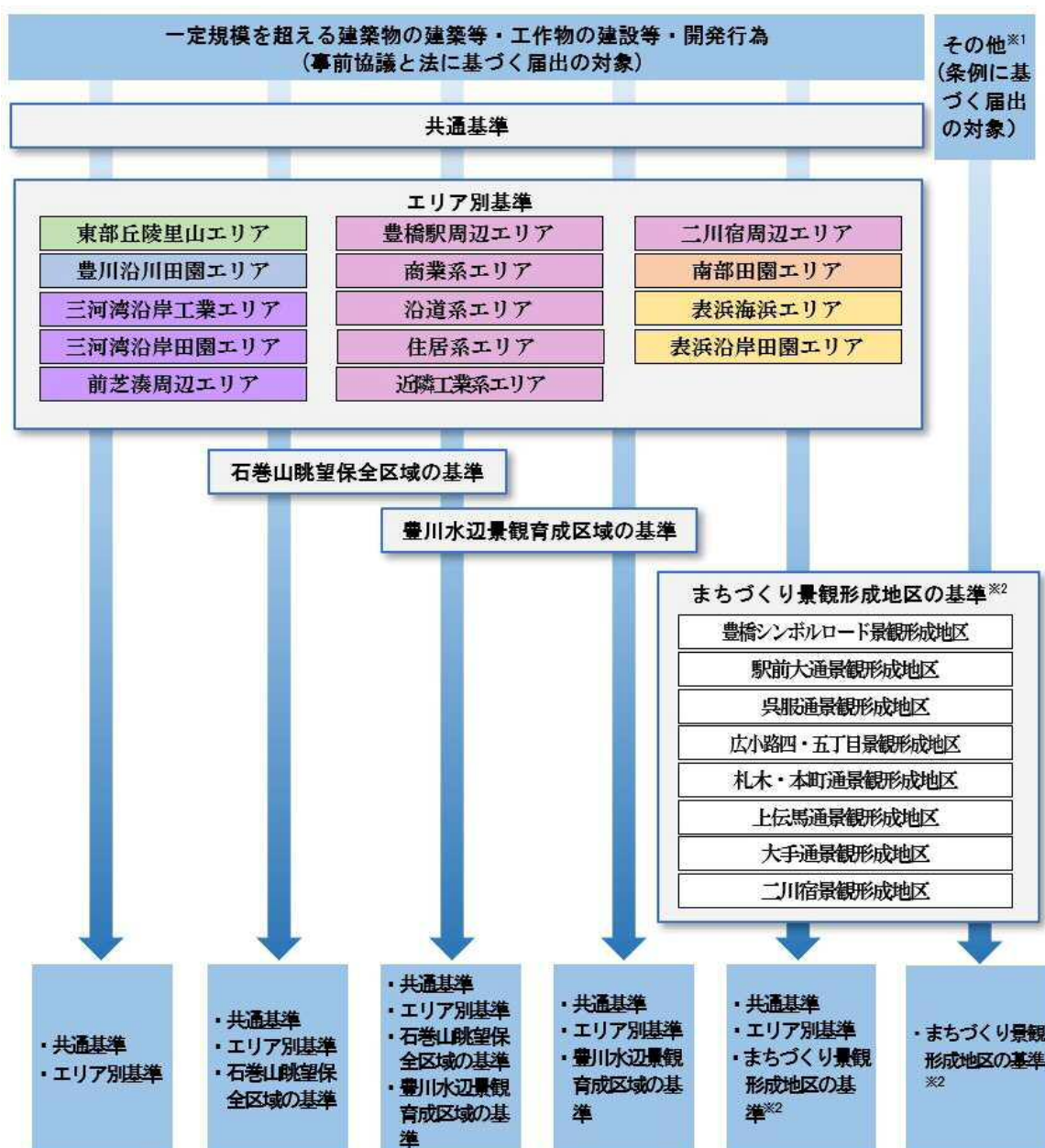
豊橋市景観計画では、景観法に基づく「届出制度」と豊橋市まちづくり景観条例に定める「事前協議制度」により、一定規模を超える建築行為等に対して規制・誘導を行います。（国・県・市が行う行為については、事前相談と法に基づく通知になります。）

また、まちづくり景観形成地区においては、一定規模以下の建築行為等に対しても、条例に基づく「届出制度」により規制・誘導を行います。

(1) 届出制度と景観形成基準の概要

行為の規模や場所によって、手続きや景観形成基準が異なりますので、下図を参照に概要を把握してください。

■ 図 届出制度と景観形成基準のイメージ



※1：まちづくり景観形成地区内における行為で、法に基づく届出の対象にならない規模のものです。

※2：まちづくり景観形成地区の基準は、景観法に基づく行為の制限にしています。

2. 事前協議と届出の対象行為

(1) 事前協議と法に基づく届出の対象行為

① 事前協議と法に基づく届出の対象行為の種類

事前協議と法に基づく届出の対象行為の種類は、大きく次の3種類になります。

■ 建築物の建築等(特定届出対象行為^{※1})

- ・建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

■ 工作物の建設等(特定届出対象行為^{※1})

- ・工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

※景観計画において「工作物」とは、以下の物件を指します。

種類①	・煙突 ・鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（種類②のものを除く） ・ゴルフ場、野球場、スポーツ練習場その他の運動施設その他これらに類するもの ・風力発電施設その他これに類するもの ・装飾塔、記念塔その他これらに類するもの ・彫像、記念碑その他これらに類するもの ・高架水槽、物見塔その他これらに類するもの ・擁壁、護岸、水門その他これらに類するもの ・柵、塀その他これらに類するもの ・乗用エレベーター又はエスカレーターであって、観光のために用いられるもの ・ウォーターシュート、コースター、観覧車その他これらに類する遊戯施設 ・アスファルトプラント、コンクリートプラントその他の製造施設その他これらに類するもの ・サイロ、ガスタンクその他の貯蔵施設その他これらに類するもの ・粉碎施設、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設その他これらに類するもの ・駐車施設、駐輪施設その他これらに類するもの ・その他、市長が指定したもの
種類②	・送電塔、電波塔、携帯電話基地局、道路照明塔その他これらに類するもの
種類③	・太陽光発電施設であって、土地に自立して設置するもの又は水面上に設置するもの
種類④	・高架道路、高架鉄道その他これらに類するもの
種類⑤	・橋梁、横断歩道橋、跨線橋、水管橋その他これらに類するもの

■ 開発行為

- ・都市計画法第4条第12項に規定する開発行為

※1：特定届出対象行為とは、景観計画に定めた景観形成基準に適合しない場合に変更命令ができる行為です。（景観法第17条第1項）

② 事前協議と法に基づく届出の対象行為の規模

事前協議と法に基づく届出対象行為の規模は、行為の場所によって異なります。行為の場所が、景観計画のどのエリアになるか確認した上で下表により対象になるか確認してください。

■ 表 事前協議と法に基づく届出対象行為の規模

地域	エリア	建築物の建築等 (特定届出対象行為※1)	工作物の建設等 (特定届出対象行為※1)		開発行為
			種類①	種類②～⑤	
里山の景	東部丘陵里山エリア	高さ 10m 超又は 建築面積 500 m ² 超	高さ 10m 超	種類②： 高さ 30m超 種類③： 太陽光パネル の合計面積 (計画総面積) 計 500 m ² 超 種類④： 高さ 10m超 種類⑤： 幅員 4m超又は 延長 10m 超	開発区域 5ha 超
川の景	豊川沿川田園エリア	高さ 10m 超又は 建築面積 1000 m ² 超	高さ 10m 超		
港の景	三河湾沿岸工業エリア	高さ 15m 超又は 建築面積 3,000 m ² 超	高さ 15m 超		
	三河湾沿岸田園エリア	高さ 10m 超又は 建築面積 1000 m ² 超	高さ 10m超		
	前芝湊周辺エリア	高さ 13m超又は 建築面積 500 m ² 超	高さ 13m超		
まちの景	豊橋駅周辺エリア	高さ 20m超又は 建築面積 1,000 m ² 超	高さ 20m超		
	商業系エリア	高さ 20m超又は 建築面積 1,000 m ² 超	高さ 20m超		
	沿道系エリア	高さ 15m超又は 建築面積 1,000 m ² 超	高さ 15m超		
	住居系エリア	高さ 13m 超又は 建築面積 500 m ² 超	高さ 13m 超		
	近隣工業系エリア	高さ 15m超又は 建築面積 1,000 m ² 超	高さ 15m超		
	二川宿周辺エリア	高さ 13m超又は 建築面積 500 m ² 超	高さ 13m超		
農の景	南部田園エリア	高さ 10m 超又は 建築面積 1000 m ² 超	高さ 10m 超		
海の景	表浜海浜エリア	高さ 5m 超又は 建築面積 10 m ² 超	高さ 5m 超		
	表浜沿岸田園エリア	高さ 10m 超又は 建築面積 1000 m ² 超	高さ 10m 超		

※1：特定届出対象行為とは、景観計画に定めた景観形成基準に適合しない場合に変更命令ができる行為です。（景観法第17条第1項）

* 工作物の高さは、地盤面から当該工作物の上端までの高さです。建築物と一体となって設置される工作物にあっては、当該工作物の高さが 5mを超え、かつ、建築物の高さとの合計が上表の数値を超えるものを含みます。

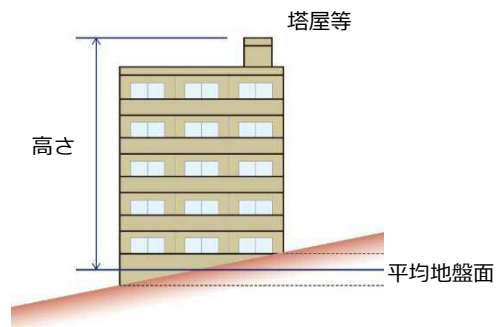
③ 対象行為についての解説

■ 建築物について

建築物とは、建築基準法第2条第1号に規定する建築物をいいます。また、当該建築物に附帯する工作物を含みます。

■ 建築物の高さの算定について

建築物の高さは、地盤面（建築基準法施行令第2条第2項の規定に準じる。）からの高さとし、塔屋や屋上広告物等の屋上突出物も含めた高さとしします。

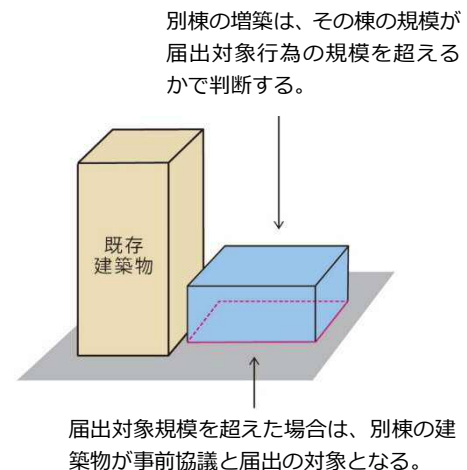


■ 同一敷地内の別棟の増築について

同一敷地において別棟で増築する場合は、増築する棟の規模で届出等の対象を判断します。

届出等の対象になった場合は、敷地に対して「増築」、棟に対しては「新築」として提出図書に記載します。

景観法に基づく行為の制限は、別棟で増築する建築物とその関連部分が対象となります。

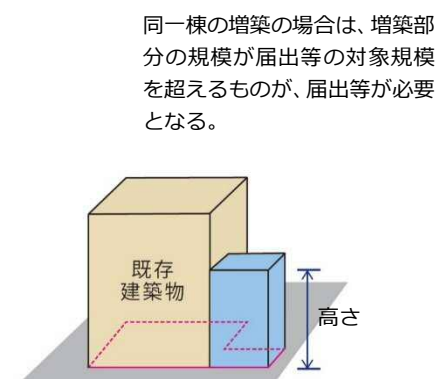


■ 既存建築物と同一棟となる増築について

同一敷地内で既存建築物と一体で増築する場合は、増築部分の規模により届出対象を判断します。

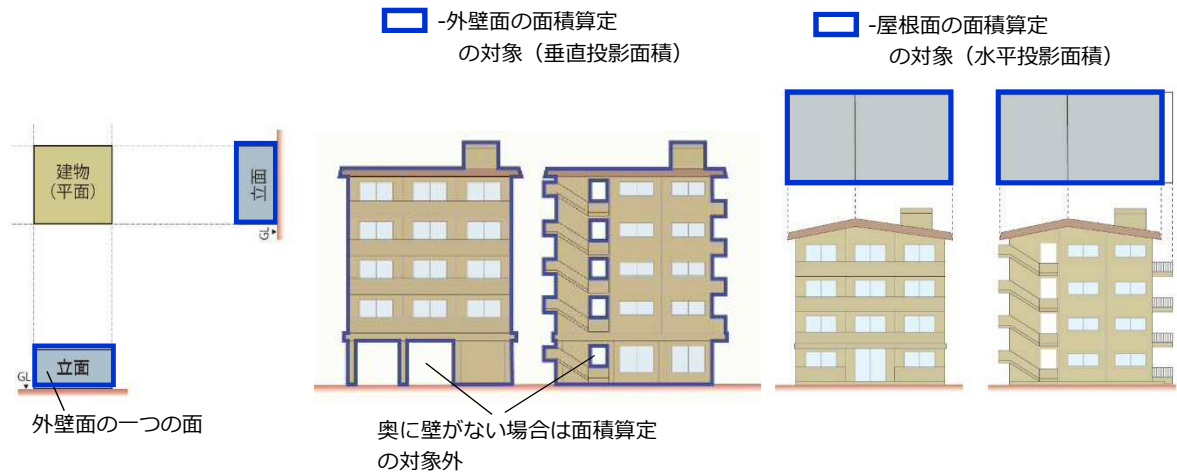
届出等の対象となった場合は、敷地に対して「増築」、棟に対しても「増築」として提出図書に記載します。また、図面は、同一棟となる建築物全体の図書を提出してください。

景観法に基づく行為の制限は、増築部分とその関連部分が対象となります。



■ 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更について

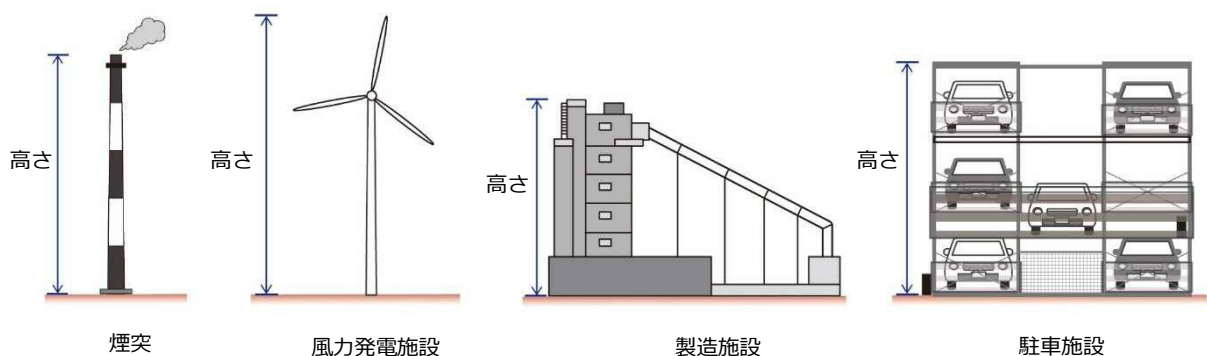
外壁面の一つの面又は屋根面（陸屋根は除く）において、変更に係る部分の面積が2分の1を超えるものをいいます。なお、既存と同色にする場合も対象とします。



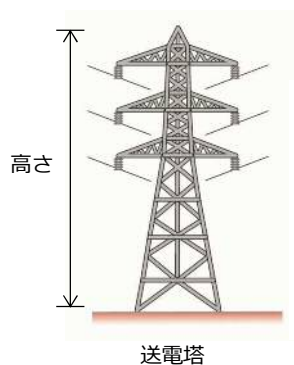
■ 工作物について

工作物は、5つの種類に分類しています。

種類①の例



種類②の例



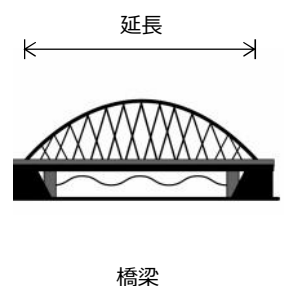
種類③の例



種類④の例

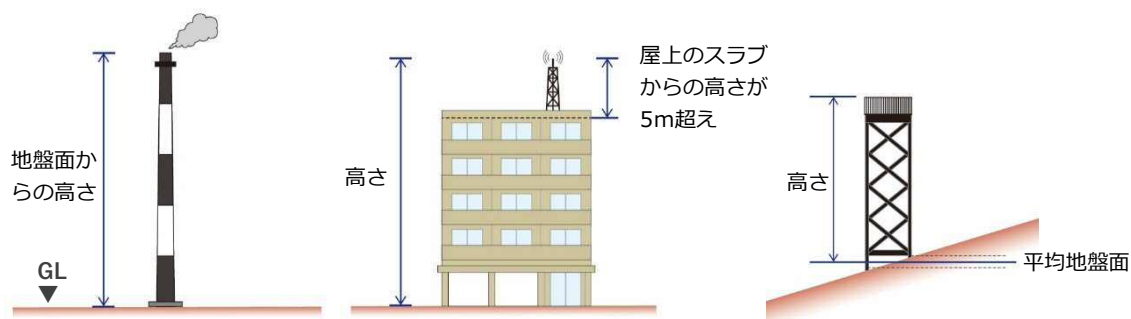


種類⑤の例



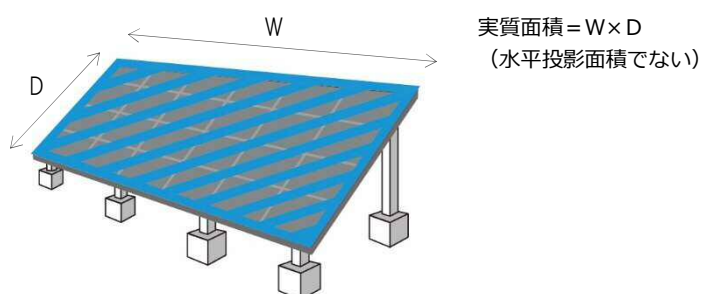
■ 工作物の高さ(種類①、②、④)について

工作物の高さは、地盤面（建築基準法施行令第2条第2項の規定に準じる。）から当該工作物の上端までの高さです。建築物と一体となって設置される工作物にあつては、当該工作物の高さが5mを超え、かつ、建築物の高さとの合計が表中の数値を超えるものを含みます。



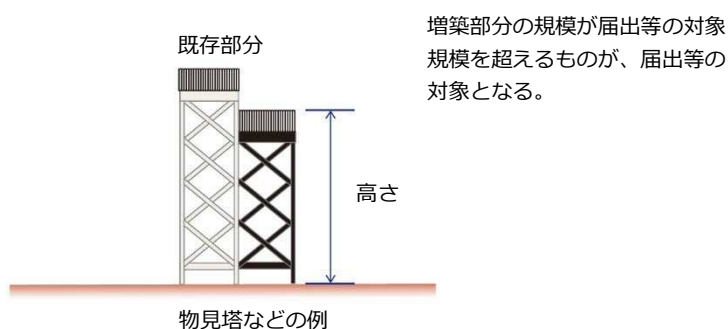
■ 太陽光発電施設(種類③)の面積について

太陽光パネルの合計面積とは、パネルの実質面積の合計です。また、計画総面積とは、設置時期に関わらず、一体的な敷地に計画された施設全体のパネルの合計面積です。



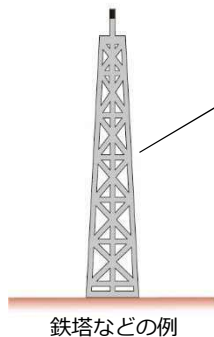
■ 工作物の増築について

基本的な考え方は、建築物の増築と同じです。既存工作物と一体で増築する場合は、増築部分の規模により届出等の対象を判断します。届出等の対象となった場合は、既存分部を含めた工作物全体の図面を提出してください。なお、小規模な附属設備の増設や取り換え等については、対象外です。



■ 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更について

基本的な考え方は、建築物の外観の変更と同じです。外側面の一つの面又は屋根面（陸屋根は除く）において、変更に係る部分の面積が2分の1を超えるものをいいます。なお、既存と同色にする場合も対象とします。

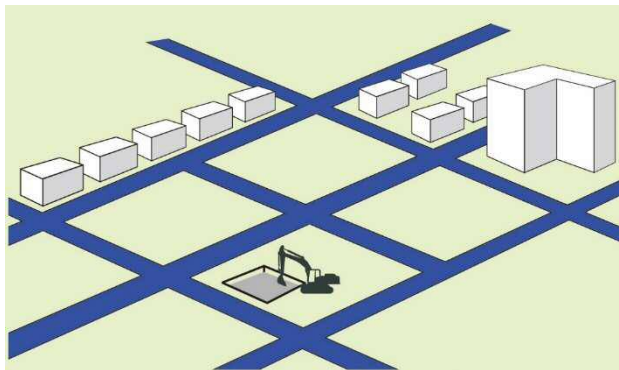


外側面（空隙を除く）の
一つの面について、面積
の2分の1を超えて変更
するものが届出等の対象
となる。

鉄塔などの例

■ 開発行為について

開発行為は、都市計画法第4条第12項に規定するものです。



(2) まちづくり景観形成地区における条例に基づく届出の対象行為

① 条例に基づく届出の対象行為の種類

■ 建築物の建築等

- ・建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

■ 工作物の建設等

- ・工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

■ 屋外広告物の表示等

- ・屋外広告物の表示、移転若しくはその内容の変更又は屋外広告物を掲出する物件の設置、改造、移転若しくは色彩の変更

■ その他市長が必要と認めた行為

※なお、軽易な行為等は届出対象となりません。

② 条例に基づく届出の対象行為の規模

事前協議と法に基づく届出対象行為に該当する規模を除く、全ての規模。(まちづくり景観形成地区内において、事前協議と法に基づく届出対象規模に該当する行為を行う場合には、事前協議と法に基づく届出の手続きが必要です。)

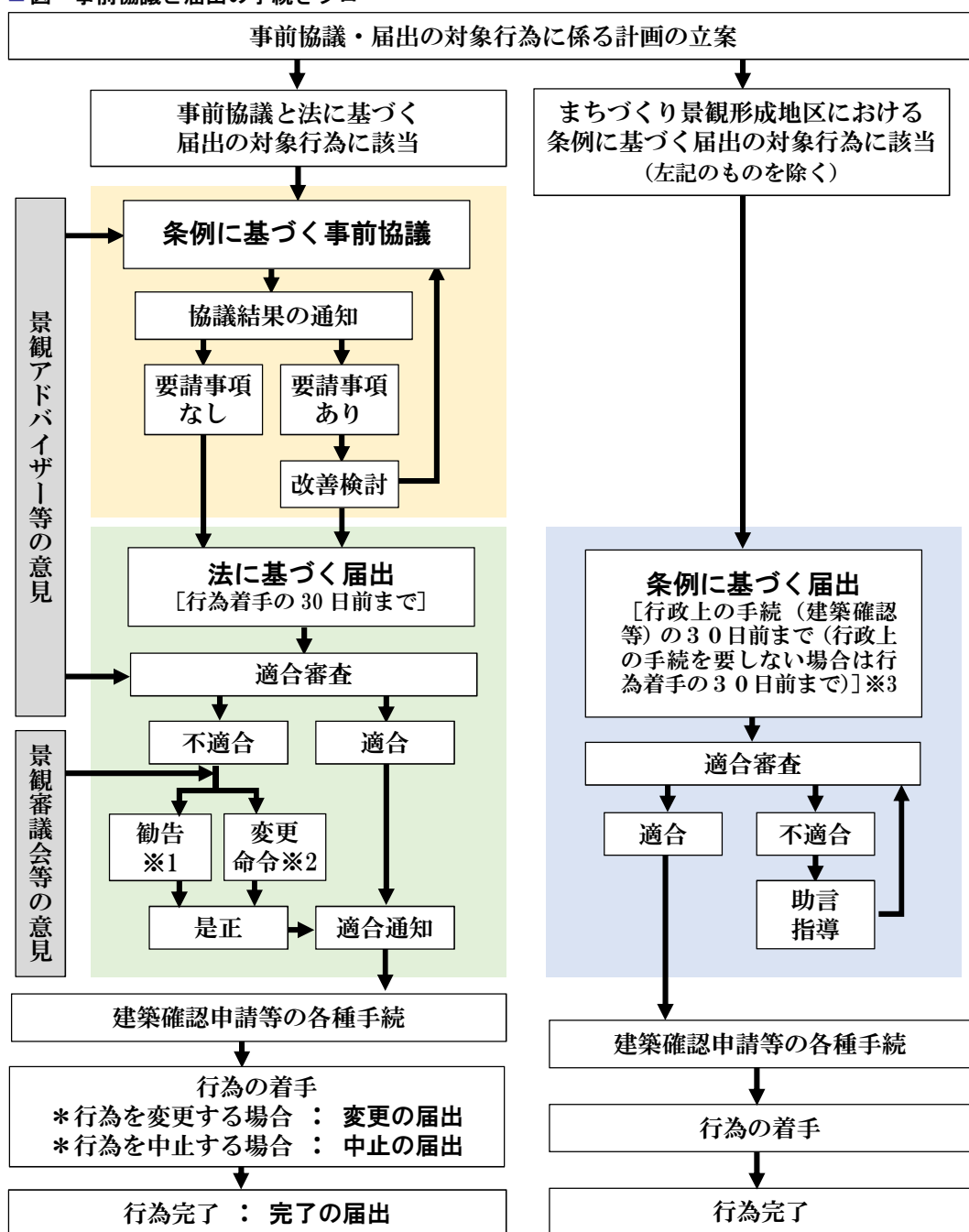
3. 景観形成基準

景観形成基準は、景観計画の第4章を確認してください。

4. 手続の流れ

事前協議と届出が必要となる行為を行う場合には、以下の流れに従って手続きしてください。（国・県・市が行う行為については、事前相談と法に基づく通知になります。）

■ 図 事前協議と届出の手続きフロー



※1：勧告に従わない場合は氏名等を公表する場合があります。

※2：変更命令の対象行為は、法と条例で定められています。

※3：法に基づく届出の対象になる場合は、条例に基づく届出は省略できます。

※：都市の魅力をけん引するような斬新なデザインについては、景観アドバイザー等の意見を聴きながら慎重に対応します。

5. 提出図書

事前協議と届出の際には、それぞれ以下の図書を提出してください。また、届出行為を変更しようとするときや、行為を完了・中止したときも届出が必要です。

① 事前協議と法に基づく届出の提出図書

■ 事前協議の提出図書

事前協議では、景観計画に定めた景観形成基準への適合について確認するとともに、つくり手側の創意工夫を活かしながらより良いデザインとなるよう協議を行います。

計画段階や基本設計の段階など、デザインの詳細が確定する前に協議をしてください。

なお、国、県、市が行う行為は、事前相談となり、事前協議の対象にいません。

	提出図書	備 考
建築物の建築等 ・ 工作物の建設等	①事前協議書（様式第1）	・行為の種類に応じて、「別紙1 建築物概要書」または「別紙2 工作物概要書」を添付
	②図面 ・位置図 ・基本計画図	・位置図：2,500 分の1 以上 ・基本計画図：100 分の1 以上 ・基本計画図は、配置、平面、立面等の計画案 ・石巻山眺望保全区域または豊川水辺景観育成区域の場合は、写真に完成後のイメージを入れたものを添付
	③現況写真	・敷地及び敷地周辺の状況を写したカラー写真
	④景観配慮検討書	・景観配慮検討書（エリア用）を、記入例を参考に作成 ・石巻山眺望保全区域または豊川水辺景観育成区域に該当する場合は、各区域用の検討書を、記入例を参考に作成
開発行為	①事前協議書（様式第1）	・「別紙3 開発行為概要書」を添付
	②図面 ・位置図 ・現況図 ・基本計画図	・位置図：2,500 分の1 以上 ・現況図、基本計画図：1,000 分の1 以上 ・基本計画図は、造成等の平面、断面等の計画案 ・石巻山眺望保全区域または豊川水辺景観育成区域の場合は、写真に完成後のイメージを入れたものを添付
	③現況写真	・敷地及び敷地周辺の状況を写したカラー写真
	④景観配慮検討書	・景観配慮検討書（エリア用）を、記入例を参考に作成 ・石巻山眺望保全区域または豊川水辺景観育成区域に該当する場合は、各区域用の検討書を、記入例を参考に作成

※ 提出部数は、正本及び副本それぞれ1部です。

■ 法に基づく届出の提出図書

法に基づく届出では、景観計画に定めた景観形成基準への適合を確認します。

提出図書は、最終段階の設計図書を用意してください。ただし、審査によって設計内容の変更が必要になることがありますのでご注意ください。

	提出図書	備 考
建築物の建築等 ・ 工作物の建設等	①景観計画区域内行為届出書 (様式第2)	・行為の種類に応じて、「別紙1 建築物概要書」または「別紙2 工作物概要書」を添付
	②図面 ・位置図 ・配置図 ・平面図 ・立面図 ・外構図 ・完成予想図	・位置図：2,500分の1以上 ・配置図、平面図、立面図、外構図：100分の1以上 ・立面図は着色し、マンセル値を記入
	③シミュレーション図 (石巻山眺望保全区域、豊川水辺景観育成区域における行為の場合)	・写真に完成予想図を入れたもの
	④現況写真	・敷地及び敷地周辺の状況を写したカラー写真
	⑤景観配慮説明書	・景観配慮説明書（共通基準用、エリア用）を、記入例を参考に作成 ・石巻山眺望保全区域または豊川水辺景観育成区域に該当する場合は、各区域用の説明書を、記入例を参考に作成
開発行為	①景観計画区域内行為届出書 (様式第2)	・「別紙3 開発行為概要書」を添付
	②図面 ・位置図 ・現況図 ・計画図	・位置図：2,500分の1以上 ・現況図、計画図：1,000分の1以上
	③シミュレーション図 (石巻山眺望保全区域、豊川水辺景観育成区域における行為の場合)	・写真に完成予想図を入れたもの
	④現況写真	・敷地及び敷地周辺の状況を写したカラー写真
	⑤景観配慮説明書	・景観配慮説明書（共通基準用、エリア用）を、記入例を参考に作成 ・石巻山眺望保全区域または豊川水辺景観育成区域に該当する場合は、各区域用の説明書を、記入例を参考に作成

※ 提出部数は、正本及び副本それぞれ1部です。

■ 変更の届出の提出図書

法に基づく届出の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、変更の届出が必要です。

添付図書は、基本的に法に基づく届出の添付図書と同じ種類ですが、変更前と変更後が分かるように作成してください。なお、変更に影響しない図書については、省略することができます。

	提出図書	備 考
建築物の建築等 ・ 工作物の建設等	①景観計画区域内行為変更届出書（様式第4）	・行為の種類に応じて、「別紙1 建築物概要書」または「別紙2 工作物概要書」を添付
	②図面 ・位置図 ・配置図 ・平面図 ・立面図 ・外構図 ・完成予想図	・位置図：2,500分の1以上 ・配置図、平面図、立面図、外構図：100分の1以上 ・立面図は着色し、マンセル値を記入
	③シミュレーション図 （石巻山眺望保全区域、豊川水辺景観育成区域における行為の場合）	・写真に完成予想図を入れたもの
	④現況写真	・敷地及び敷地周辺の状況を写したカラー写真
	⑤景観配慮説明書	・景観配慮説明書（共通基準用、エリア用）を、記入例を参考に作成 ・石巻山眺望保全区域または豊川水辺景観育成区域に該当する場合は、各区域用の説明書を、記入例を参考に作成
開発行為	①景観計画区域内行為変更届出書（様式第4）	・「別紙3 開発行為概要書」を添付
	②図面 ・位置図 ・現況図 ・計画図	・位置図：2,500分の1以上 ・現況図、計画図：1,000分の1以上
	③シミュレーション図 （石巻山眺望保全区域、豊川水辺景観育成区域における行為の場合）	・写真に完成予想図を入れたもの
	④現況写真	・敷地及び敷地周辺の状況を写したカラー写真
	⑤景観配慮説明書	・景観配慮説明書（共通基準用、エリア用）を、記入例を参考に作成 ・石巻山眺望保全区域または豊川水辺景観育成区域に該当する場合は、各区域用の説明書を、記入例を参考に作成

※ 提出部数は、正本及び副本それぞれ1部です。

■ 法に基づく通知の提出図書（国、県、市が行う行為）

国、県、市が行う行為については、法に基づく届出に代わり、法に基づく通知が必要です。

添付図書は、法に基づく届出の添付図書と同じです。

	提出図書	備 考
建築物の建築等 ・ 工作物の建設等	①景観計画区域内行為通知書 （様式第6）	・行為の種類に応じて、「別紙1 建築物概要書」または「別紙2 工作物概要書」を添付
	②図面 ・位置図 ・配置図 ・平面図 ・立面図 ・外構図 ・完成予想図	・位置図：2,500分の1以上 ・配置図、平面図、立面図、外構図：100分の1以上 ・立面図は着色し、マンセル値を記入
	③シミュレーション図 （石巻山眺望保全区域、豊川水辺景観育成区域における行為の場合）	・写真に完成予想図を入れたもの
	④現況写真	・敷地及び敷地周辺の状況を写したカラー写真
	⑤景観配慮説明書	・景観配慮説明書（共通基準用、エリア用）を、記入例を参考に作成 ・石巻山眺望保全区域または豊川水辺景観育成区域に該当する場合は、各区域用の説明書を、記入例を参考に作成
開発行為	①景観計画区域内行為通知書 （様式第6）	・「別紙3 開発行為概要書」を添付
	②図面 ・位置図 ・現況図 ・計画図	・位置図：2,500分の1以上 ・現況図、計画図：1,000分の1以上
	③シミュレーション図 （石巻山眺望保全区域、豊川水辺景観育成区域における行為の場合）	・写真に完成予想図を入れたもの
	④現況写真	・敷地及び敷地周辺の状況を写したカラー写真
	⑤景観配慮説明書	・景観配慮説明書（共通基準用、エリア用）を、記入例を参考に作成 ・石巻山眺望保全区域または豊川水辺景観育成区域に該当する場合は、各区域用の説明書を、記入例を参考に作成

※ 提出部数は、正本及び副本それぞれ1部です。

■ 完了・中止の届出の提出図書

法に基づく届出（変更の届出を含む）に関わる行為が完了したとき、または、行為を中止したときは、完了・中止の届出が必要です。

	提出図書	備 考
建築物の建築等 ・ 工作物の建設等 ・ 開発行為	①景観計画区域内行為完了・中止届出書（様式第 7）	
	②完了写真（行為完了の場合）	・完了物件を 4 方向から撮影したカラー写真 ・敷地周辺の状況を含めて撮影 ・撮影方向を示した図を添付

※ 提出部数は、正本及び副本それぞれ 1 部です。

② まちづくり景観形成地区の条例に基づく届出の提出図書

届出では、各景観形成地区の基準への適合を確認します。

提出図書は、最終段階の設計図書を用意してください。ただし、審査によって設計内容の変更が必要になることがありますのでご注意ください。

なお、届出前の任意の相談にも対応します。

	提出図書	備 考
建築物の建築等 ・ 工作物の建設等	①まちづくり景観形成地区内行為届出書（様式第 16）	
	②図面 ・位置図 ・配置図 ・平面図 ・立面図 ・外構図	・位置図：2,500 分の 1 以上 ・配置図、平面図、立面図、外構図：100 分の 1 以上 ・立面図はマンセル値を記入 ・完成予想図がある場合は添付
	③現況写真	・敷地及び敷地周辺の状況を写したカラー写真
屋外広告物の表示等	①まちづくり景観形成地区内行為届出書（様式第 16）	
	②図面 ・位置図 ・配置図 ・意匠図	・位置図：2,500 分の 1 以上 ・配置図、意匠図：100 分の 1 以上 ・意匠図はマンセル値を記入
	③現況写真	・敷地及び敷地周辺の状況を写したカラー写真

※ 提出部数は、正本及び副本それぞれ 1 部です。

6. 提出図書の記入例

■ 事前協議書（様式第1）と添付資料の記入例

- ・ 様式第1（表紙）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P18
- ・ 別紙1 建築物概要書・・・・・・・・・・・・・・・・ P17
- ・ 別紙2 工作物概要書・・・・・・・・・・・・・・・・ P21
- ・ 別紙3 開発行為概要書・・・・・・・・・・・・・・ P22
- ・ 事前協議書添付資料 景観配慮検討書（エリア用）・・・・・・・・ P23
- ・ 事前協議書添付資料 景観配慮検討書（石巻山眺望保全区域用）・・・・ P24
- ・ 事前協議書添付資料 景観配慮検討書（豊川水辺景観育成区域用）・・・・ P25

■ 景観観計画区域内行為届出書（様式第3）と添付資料の記入例

- ・ 様式第3（表紙）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P26
- ・ 別紙1 建築物概要書・・・・・・・・・・・・・・・・ P27
- ・ 別紙2 工作物概要書・・・・・・・・・・・・・・・・ P28
- ・ 別紙3 開発行為概要書・・・・・・・・・・・・・・ P29
- ・ 届出書添付資料 景観配慮説明書（共通基準用）・・・・・・・・・・ P30
- ・ 届出書添付資料 景観配慮説明書（エリア別基準用）・・・・・・・・ P31
- ・ 届出書添付資料 景観配慮説明書（石巻山眺望保全区域の基準用）・・・・ P32
- ・ 届出書添付資料 景観配慮説明書（豊川水辺景観育成区域の基準用）・・・・ P33

■ 景観観計画区域内行為変更届出書（様式第4）の記入例

- ・ 様式第4（表紙）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P34

■ 景観観計画区域内行為通知書（様式第6）の記入例

- ・ 様式第6（表紙）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P35

■ 景観計画区域内行為完了・中止届出書（様式第7）の記入例

- ・ 様式第7（表紙）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P36

■ まちづくり景観形成地区内行為届出書（様式第16）の記入例

- ・ 様式第16（表紙）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P37

別紙1 建築物概要書 (1枚目)

敷地の概要				
主 要 用 途		共同住宅		
敷 地 面 積		950㎡		
敷地内の建築物の数		2 (本概要書は2棟のうち1棟目)		
建築物別の概要				
用 途		共同住宅		
工 事 種 別		☒ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 修繕 ☐ 模様替 ☐ 色彩の変更		
構 造		鉄筋コンクリート造		
区 分		申出部分	既存部分	合 計
高 さ		19m	—	19m
階 数		地上5階	—	地上5階
建 築 面 積		350㎡	—	350㎡
延 べ 面 積		1,800㎡	—	1,800㎡
外 観	区 分		申出部分	既存部分
	屋根	素材	ガルバリウム鋼板	—
		色彩	ダークグレー	—
	外壁	素材	吹き付けタイル 一部御影石張り	—
色彩		ベージュ (吹き付けタイル部) ダークグレー (石張り部)	—	
そ の 他 参 考 事 項		・別棟建築物として自転車置き場が1棟あり (2枚目に記載) ・住居系エリアと石巻山眺望保全区域に該当するため、景観配慮検討書 (エリア用) と景観配慮検討書 (石巻山眺望保全区域用) を添付		

備考 1 建築物が複数ある場合は、建築物ごとの概要を別途追加してください。
 2 記載する内容は、計画段階の概略で構いません。

別紙1 建築物概要書 (2枚目)

敷地の概要				
主 要 用 途		共同住宅		
敷 地 面 積		950㎡		
敷地内の建築物の数		2 (本概要書は2棟のうち2棟目)		
建築物別の概要				
用 途		自転車置き場		
工 事 種 別		☒ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 修繕 ☐ 模様替 ☐ 色彩の変更		
構 造		鉄骨造		
区 分		申出部分	既存部分	合 計
高 さ		2.5m	—	2.5m
階 数		地上1階	—	地上1階
建 築 面 積		15㎡	—	15㎡
延 べ 面 積		15㎡	—	15㎡
外 観	区 分		申出部分	既存部分
	屋根	素材	ガルバリウム鋼板	—
		色彩	グレーベージュ	—
	外壁	素材	ガルバリウム鋼板	—
		色彩	グレーベージュ	—
そ の 他 参 考 事 項				

- 備考 1 建築物が複数ある場合は、建築物ごとの概要を別途追加してください。
 2 記載する内容は、計画段階の概略で構いません。

別紙2 工作物概要書

敷地の概要				
主 要 用 途		スポーツ練習場		
敷 地 面 積		3, 500㎡		
敷地内の工作物の数		防球ネットの囲い：1施設（支柱20本、側面と上部はネット張り）		
工作物別の概要				
種 類		スポーツ練習場（種類の番号： ① ）		
工 事 種 別		☒ 新設 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 修繕 ☐ 模様替 ☐ 色彩の変更		
構 造		鉄骨造の柱に防球ネット張り		
区 分		申出部分	既存部分	合 計
高 さ (地盤面からの高さ)		18.5m	m	18.5m
幅 員		囲いの短辺の長さ 40.0m	m	囲いの短辺の長さ 40.0m
延 長		囲いの長辺の長さ 60.0m	m	囲いの長辺の長さ 60.0m
築 造 面 積 (太陽光発電施設の場合はパネル面積)		囲いの平面積 2,400㎡	㎡	囲いの平面積 2,400㎡
外 観	区 分	申出部分		既存部分
	素 材	支柱：鉄骨にフッ素樹脂塗装 ネット：ポリエチレン		
	色 彩	支柱：グレーベージュ（10YR6/1） ネット：ライトグレー		
そ の 他 参 考 事 項		・近隣工業系エリアに該当するため、景観配慮検討書（エリア用）を添付		

- 備考 1 工作物が複数ある場合は、工作物ごとの概要を別途追加してください。
- 2 工作物の種類の番号は、景観計画に示す工作物の種類の番号を記入してください。
- 3 記載する内容は、計画段階の概略で構いません。

別紙3 開発行為概要書

行 為 の 目 的	住宅地の造成	
行 為 の 内 容	工場跡地を造成し、戸建て住宅用の敷地を整備するとともに、道路、公園、遊水池等の公共施設を整備する。	
開 発 区 域 の 面 積	65,000㎡	
法面又は擁壁の規模	高さ	0.5～3.0m
	延長	550m
そ の 他 参 考 事 項	・ 住居系エリアに該当するため、景観配慮検討書（エリア用）を添付	

備考 記載する内容は、計画段階の概略で構いません。

■ 事前協議書添付資料 景観配慮検討書（エリア用）

①地域の景観の特徴 ※地域の成り立ち、地形、建築物の状況、人々の暮らしなどに着目して整理します。	・家々の敷地には、庭木が植えられ、近隣の緑や遠くに見える山の緑とつながっています。こうした「つながる緑」が潤いある住環境を生み出しています。 ・それぞれの敷地は、低い生垣などの「ゆるやかな境界」でつながっています。 ・個々の家々は低層の勾配屋根で、「穏やかな屋根」と「落ち着いた色合い」のまち並みが形成されています。また、家並みは、道路から適度に後退し、「退いた壁」により、ゆとりある沿道空間が形成されています。
②デザインのコンセプト	緑でゆるやかにつながりあい、勾配屋根の家々が連なる、落ち着いた住宅地の景観をつくる。
③具体的なデザイン	・建築物を道路から後退して配置し、周辺のまち並みと調和させます。 ・屋根は周辺の家々と調和するよう、落ち着いた色彩の勾配屋根とします。 ・外壁の色彩は暖色系の低彩度色を用い、まち並みに調和させます。 ・外壁は色彩や素材により分節化し、周辺のスケール感に合わせます。 ・ベランダの手すりは、室外機などが見えないように半透明のガラスとします。 ・エントランスまわりの壁と床には、ジェットバーナー仕上げの石材を用い、落ち着いた表情をつくります。 ・道路側に適度な間隔で木々を植え、駐車場の車や自転車置き場が見え隠れするようにします。 ・敷地内に花や実のなる木々を植え、季節の変化が感じられる豊かな住環境をつくります。

※この添付資料は、豊橋市景観計画ガイドラインを参考にしながら、現地等の調査結果を踏まえて記入してください。②デザインのコンセプト以降は、現時点のイメージで構いません。

※イメージスケッチや参考写真等がありましたら添付してください。

■ 事前協議書添付資料 景観配慮検討書（石巻山眺望保全区域用）

①地域の景観の特徴 ※景観計画に位置づけされた「眺望地点」のうち、計画物件が見える眺望地点からの眺めの状況を整理します。	※ 計画物件が見える「下地緑地」からの状況 ・「東部丘陵の山並み」のなかで、シンボリックな「石巻山の眺め」がひととき印象的です。 ・計画地の手前には山並みと並行するように「斜面緑地」が帯のようにつながっており、その向こうには、市街地のまち並みが見え隠れしています。 ・手前には、豊川の「潤いある流れ」と「開放的な水辺」の空間が広がっており、遠くの山並みまで、豊かな緑がつながって見えます。
②デザインのコンセプト	石巻山の美しい眺望を損ねない、自然に馴染む景観をつくる。
③具体的なデザイン	・石巻山や東部丘陵の眺めを阻害しないよう、高さをできるだけ抑えます。 ・屋根は、背景の山並みと調和し、手前の開放的な空間との繋がりが生まれるよう勾配屋根とします。また、屋上の設備は目立たないように工夫します。 ・外観の色彩は、水辺から山並みにつながる自然になじむよう、彩度を抑えたYR～Y系の色彩を基本とし、高明度色は避けます。 ・主要な視点場からの眺めを意識し、外観に凹凸を設けたり素材を使い分けたりすることで、壁面に陰影や変化を生み出し、背後の山並みや周辺のまち並みになじませます。 ・敷地内の既存の緑を保全し、周囲はできるだけ緑化し、自然が主体の眺めに溶け込むようにします。

※この添付図書は、豊橋市景観計画ガイドラインを参考にしながら、現地等の調査結果を踏まえて記入してください。②デザインのコンセプト以降は、現時点のイメージで構いません。

※イメージスケッチや参考写真等がありましたら添付してください。

■ 事前協議書添付資料 景観配慮検討書（豊川水辺景観育成区域用）

①地域の景観の特徴 ※計画地の対岸や近くにある橋上からの眺めの状況を整理します。	※ 計画地の対岸にある河川敷公園からの状況 ・ 豊川の「潤いある流れ」が、都市に安らぎをもたらしています。 ・ 「開放的な水辺」から、対岸のまち並みや「遠くの山並み」をゆったりと眺めることができます。 ・ 川沿いの建築物は、背景の山並みや水辺の自然に調和する「穏やかな屋根」になっています。 ・ 水辺から遠くの山並みまで「つながる緑」が、まち並みと自然を融和させ、心地よい環境をつくりだしています。
②デザインのコンセプト	広がりのある眺めを大切にし、水辺になじむ景観をつくる。
③具体的なデザイン	・ 建築物は、対岸や堤防道路からの眺めを意識し、豊川に顔を向けてデザインします。外観に凹凸を設けたり、素材や色彩を使い分けたりすることで、壁面の陰影や変化を生み出し、周辺景観になじませます。 ・ 豊川沿いの開放的な眺めを阻害しないよう、できるだけ高さを抑えます。 ・ 屋根は、背景の山並みや周辺の建築物、堤防の傾斜に調和する勾配屋根とします。 ・ 外観の色彩は、水辺の自然や背景の山並みに調和するよう、彩度を抑えたYR～Y系の色彩とします。 ・ 敷地まわりの既存樹を保全するとともに、新たに植栽を行い、周辺の自然となじませます。

※この添付資料は、豊橋市景観計画ガイドラインを参考にしながら、現地等の調査結果を踏まえて記入してください。②デザインのコンセプト以降は、現時点のイメージで構いません。

※イメージスケッチや参考写真等がありましたら添付してください。

様式第3（第4条関係）

景観計画区域内行為届出書

令和〇年 〇月 〇日

豊橋市長 様

届出者 住 所 豊橋市〇〇町字〇〇123
(所在地)
 氏 名 今 橋 太 郎
(名称及び代表者氏名)
 電話番号 0532-〇〇-〇〇〇〇

景観法第16条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

計 画 の 名 称	〇〇〇〇建築計画			
行 為 の 場 所	豊橋市〇〇町字〇〇33、34			
地域等の区分	地域	☐ 里山の景 ☐ 川の景 ☐ 港の景 ☒ まちの景 ☐ 農の景 ☐ 海の景		
	エリア	商業系エリア		
	石巻山眺望保全区域	☐ 区域内 ☒ 区域外		
	豊川水辺景観育成区域	☐ 区域内 ☒ 区域外		
	まちづくり景観形成地区	☐ 区域内（ 景観形成地区） ☒ 区域外		
行 為 の 種 類	☒ 建築物	☐ 新築 ☒ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 修繕 ☐ 模様替 ☐ 色彩の変更		
	☐ 工作物	☐ 新設 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 修繕 ☐ 模様替 ☐ 色彩の変更		
	☐ 開発行為			
設 計 者	住所(所在地)	豊橋市〇〇町11		
	氏名(名称)	〇〇建築設計事務所 一級建築士 〇〇〇〇		
	電話番号	0532-〇〇-〇〇〇〇		
施 工 者	住所(所在地)	豊橋市〇〇町字〇〇22		
	氏名(名称)	株式会社〇〇建設 代表取締役 〇〇〇〇		
	電話番号	0532-〇〇-〇〇〇〇		
行 為 の 期 間	着手予定日	令和〇年〇月〇日	完了予定日	令和〇年〇月〇日
担当者連絡先	〇〇建築設計事務所 〇〇〇〇 0532-〇〇-〇〇〇〇			

備考 行為の種類に応じて、別紙1から別紙3までのいずれかを添付してください。

別紙1 建築物概要書

敷地の概要				
主 要 用 途		店舗		
敷 地 面 積		2,650.5㎡		
敷地内の建築物の数		1		
建築物別の概要				
用 途		店舗		
工 事 種 別		☐ 新築 ☒ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 修繕 ☐ 模様替 ☐ 色彩の変更		
構 造		鉄骨造		
区 分		申出部分	既存部分	合 計
高 さ		14.9m	5.0m	14.9m
階 数		地上3階	地上1階	地上3階
建 築 面 積		1,250.5㎡	50.2㎡	1,300.7㎡
延 べ 面 積		2,940.5㎡	50.2㎡	2,990.7㎡
外 観	区 分		申出部分	既存部分
	屋根	素材	シート防水（陸屋根）	シート防水（陸屋根）
		色彩	ライトグレー：N7	ライトグレー：N7
	外壁	素材	押出成形セメント板の上、吹き付けタイル	押出成形セメント板の上、吹き付けタイル
色彩		基調色：2.5Y8/1.5 補助色：10YR4/2.0	全体：2.5Y7.5/1.0	
そ の 他 参 考 事 項		・ 既存店舗の一部を残し、同一棟として3階建てを横増築する。 ・ 商業系エリアに該当するため、景観配慮説明書（エリア用）を添付		

備考 1 建築物が複数ある場合は、建築物ごとの概要を別途追加してください。
 2 色彩の欄には、マンセル値を記入してください。

別紙2 工作物概要書

敷地の概要			
主 要 用 途	太陽光発電施設		
敷 地 面 積	2,650.5㎡		
敷地内の工作物の数	太陽光発電パネル：一式、受変電設備ボックス：1基、 引込柱：1本、フェンス：一式		
工作物別の概要			
種 類	太陽光発電施設であって、土地に自立して設置するもの (種類の番号： ③)		
工 事 種 別	☒ 新設 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 修繕 ☐ 模様替 ☐ 色彩の変更		
構 造	鋼製型材の架台の上にパネルを設置（角度15度）		
区 分	申出部分	既存部分	合 計
高 さ (地盤面からの高さ)	パネル：1.5m 受変電設備：2.5m 引込柱：8.5m フェンス:1.5m	m	パネル：1.5m 受変電設備：2.5m 引込柱：8.5m フェンス:1.5m
幅 員	—	m	—
延 長	フェンス：220m	m	フェンス：220m
築 造 面 積 (太陽光発電施設の 場合はパネル面積)	1,220.5㎡	㎡	1,220.5㎡
外 観	区 分	申出部分	既存部分
	素 材	架台：鋼製型材に亜鉛メッキ パネル：シリコン系単結晶タイプ 受変電設備：鋼板焼付塗装 引込柱：鋼管焼付塗装 メッシュフェンス：樹脂塗装	
	色 彩	架台：亜鉛メッキ色（N7） パネル：黒色 受変電設備：こげ茶（10YR2/1） 引込柱：こげ茶（10YR2/1） フェンス：こげ茶（10YR2/1）	
そ の 他 参 考 事 項		・フェンスに設置する標識の基調色はこげ茶色とする。 ・南部田園エリアに該当するため、景観配慮説明書（エリア用）を添付	

- 備考 1 工作物が複数ある場合は、工作物ごとの概要を別途追加してください。
- 2 工作物の種類の番号は、景観計画に示す工作物の種類の番号を記入してください。
- 3 色彩の欄には、マンセル値を記入してください。

別紙3 開発行為概要書

行 為 の 目 的	住宅地の造成	
行 為 の 内 容	工場跡地を造成し、戸建て住宅用の敷地を整備するとともに、道路、公園、遊水池等の公共施設を整備する。	
開 発 区 域 の 面 積	53,250.5㎡	
法面又は擁壁の規模	高さ	0.5～2.6m
	延長	850.5m
そ の 他 参 考 事 項	・ 近隣工業系エリアに該当するため、景観配慮説明書（エリア用）を添付	

■ 景観計画区域内行為届出書添付資料 景観配慮説明書（共通基準用）

○ 共通基準 1 への対応

共通基準 1：第2章の「目標と方針」を確認し、目標景観像や方針を尊重する。	
「目標と方針」の確認 ※確認した「目標と方針」を記入します。	・ 目標景観像 水と緑に包まれ、人と自然が調和した美しいまち ・ 基本方針 地域の成り立ちや景観資源を大切にし、地域らしい景観に磨きをかける ・ 地域別の方針（まちの景） 緑と水の潤いを感じる、魅力ある都市景観の形成
「目標景観像や方針」の尊重 ※どのように尊重したかを記入します。	・ 道路沿いに本地域でよく見られるイヌマキの生垣を植栽し、地域らしい景観に調和させるとともに、自生種の花木を植え、地域の生態系と調和した潤いある環境づくりに努めた。 ・ 伝統行事が行われる〇〇神社のある歴史ある環境を尊重し、鎮守の森と一体感のある緑化に努めるとともに、建築物の外観や庭木の配置を工夫することで、建築物の存在感を低減させた。

○ 共通基準 2 への対応

共通基準 2：周辺の景観資源を把握し、行為と景観資源の位置関係に応じた配慮を行う。	
周辺の景観資源の把握 ※周辺の景観資源を記入します。	・ 〇〇神社（鎮守の森、〇〇祭り） ・ イヌマキの生垣のあるまち並み
景観資源への配慮点 ※景観資源への配慮点を記入します。	・ 近隣には由緒ある〇〇神社と鎮守の森があり、本敷地は周辺から一体的に眺められる。また、本地域はイヌマキの生垣により穏やかな環境が形成されている。そこで、敷地周囲にイヌマキの生垣を設けるとともに、道路側に自生種の中木を植栽し、建築物や駐車スペースが見え隠れするように配慮した。 - また、建築物の外観は、勾配屋根や木質系の外装材とし、落ち着いた色彩にすることで、歴史的な景観資源に馴染むようにした。

■ 景観計画区域内行為届出書添付資料 景観配慮説明書（エリア別基準用）

○ エリア別基準（東部丘陵里山エリア）への対応

視点	地域らしい景観づくりのポイント	具体的な景観配慮
Ⅰ 地域の 成り立 ちを知る	山林、集落、農地により形成されている里山の空間の基本構成を尊重するよう努める。	・ 敷地は、山裾にある既存集落に近い場所を選択し、集落にとけ込んで見えるように配慮した。
	里山の歴史と文化を尊重するよう努める。	・ 農村集落の原風景を損ねず、歴史ある社寺や伝統行事が引き立つよう、敷地や建築物が目立たないように配慮した。
Ⅱ 周辺を 見渡す	背後の山並みや稜線との調和に努める。	・ 周辺道路から建築物が稜線を超えて見えないように、建築物の配置や高さを工夫するとともに、背後の山並みに調和するよう勾配屋根とした。
	大規模な場合は、見え方を工夫し、周辺の自然や既存集落から突出して見えないよう努める。	・ 建築物を分棟化するとともに、外壁の素材や色彩の使い分けで大きな壁面の分節化を図り、集落の家々の大きさに馴染んで見えるようにした。
	周辺の自然や農地、既存集落等と調和する、落ち着いた形態、意匠とする。	・ 屋根は、緩やかな勾配の切妻屋根とし、軒の出を確保することで壁面に陰影ができるようにした。また、外壁は、細やかな陰影のできる鋼板スパンデル張りとし、道路側には木目調ルーバーを設け、落ち着いた周辺環境に調和させた。
	周辺の自然や農地、既存集落等と調和する、落ち着いた色彩とする。	・ 鋼板屋根の色彩は、5YR3.5/0.5とし、集落の瓦屋根に調和させた。外壁の鋼板は、10YR7/2とこげ茶の木目調ルーバー（近似色5YR3/1）を組み合わせ、落ち着いた外観とした。
	周辺の自然や農地、既存集落等と調和するよう、周囲の緑化に努める。	・ 建築物を敷地境界から後退させ、緑化スペースを確保し、敷地周囲には集落に見られるイヌマキの生垣を設けた。敷地内には自生種の中高木を植栽し、建築物が見え隠れするようにした。
	周辺の自然や農地、既存集落の地形に馴染ませ、巨大な法面や擁壁が生じないように努める。自然地形の改変は必要最小限とするよう努める。	・ 自然地形の改変は基本的に行わないこととした。敷地境界で高低差の生じる部分は、緩やかな勾配の法面処理とし、地形に沿って周辺に馴染ませ、自生種で緑化した。
Ⅲ 細部に 目を向 ける	周辺の自然や農地、既存集落等と調和する素材の使用に努める。	・ 建築物の屋根や外壁は鋼板としたが、陰影のできる形状や艶消しの仕上げとし、穏やかな表情とした。また、外構は、自然石の利用や緑化を基本とし、人工物が見えにくいように工夫した。
	ゆとりある敷地利用や、既存集落の建物の配置特性との調和に努める。	・ 広い敷地を確保し、建築物は敷地境界から後退させた。特に、道路のある南側は、壁面を大きく後退させ、集落の特性に調和させた。
	既存集落の昔ながらの建築様式や外構の特徴を尊重し、地域特性との調和に努める。	・ 建築物は切妻の大屋根の外観とし、屋根勾配や軒の出のバランスを集落の家々と調和させた。外構は、イヌマキの生垣や、地域で採れる石材による野面積みにするなど、細部の意匠にも配慮した。
	既存樹木の保全と活用に努めるとともに、地域の植生や生物多様性に配慮した緑化に努める。	・ 敷地内にあったシイやカシの大木を保全するとともに、支障になる既存樹は仮移植し、敷地内の植栽に再利用することとした。また、新たに植える緑は、自生種を基本とした。
	適切な維持管理を行うとともに、沿道への草花の飾りつけなど、地域の魅力向上に努める。	・ 道路側の法面には、季節ごとに花の咲く宿根草を植え、維持管理の負担軽減に配慮しながら、のどかな里山景観の魅力を高めるようにした。

■ 景観計画区域内行為届出書添付資料 景観配慮説明書（石巻山眺望保全区域の基準用）

○ 石巻山眺望保全区域の基準への対応

考え方	地域らしい景観づくりのポイント	具体的な景観配慮
① 本市の 象徴で ある石 巻山の 眺望の 確保	眺望地点から、石巻山山体への見通しを確保できるよう努める。	・敷地は、石巻山と眺望地点を結ぶ見通し線から離れた場所にあるが、建築物の高さをできるだけ抑え、石巻山の眺めへの影響が少なくなるようにした。
	石巻山と周辺の山並みが形成するスカイラインを大きく遮蔽しない位置、規模、高さとするよう努める。	・眺望地点からの眺めにおいて、建築物は稜線を超える高さではないが、できるだけ影響が少なくなるよう、分棟化等により、建築物の存在感を低減させた。
② 石巻山 と周辺 の山並 みに調 和する 景観の 形成	勾配屋根にするなど、背景の山並みと調和する形態、意匠とするよう努める。	・屋根は、稜線に調和する角度の切妻屋根とした。また、外観に凹凸を設けたり、素材を使い分けたりすることで、壁面に陰影や変化を生み出し、背景の山並みに調和させた。
	分棟化や壁面の分節化などにより、長大な壁面や単調な壁面が生じないように努める。	・比較的大きな壁面は、仕上げ材や色彩の使い分けで、単調にならないように工夫し、背景や周辺の景観に馴染むようにした。
	背景となる山林と調和する、落ち着いた色彩とする。	・鋼板屋根の色彩は、7.5YR2/1とした。また、外壁の塗装の基調色は10YR7/2とし、アソートカラーとして7.5YR5/2を低層から中層部まで配色し、自然や周辺のまち並みに調和させた。
	屋上広告物や眺望を損ねる屋外広告物は設置しないよう努める。	・屋外広告物は、建築物の1階エントランス壁面と敷地出入り口の塀に、施設名を表示するのみとしたため、眺望地点からは見えない。
	背景となる山林と調和するよう、周辺の緑化に努める。	・既存の高木は保全し、敷地周囲には、自生種の中高木を植栽した。特に、眺望地点に面する側には、建築物の前面に大きめの木を植えるようにした。
	自然や農地の地形に馴染ませ、眺望を損ねる地形の改変がないよう努める。	・敷地は、市街化区域の平地にあり、眺望を損ねる地形の改変はない。

■ 景観計画区域内行為届出書添付資料 景観配慮説明書（豊川水辺景観育成区域の基準用）

○ 豊川水辺景観育成区域の基準への対応

考え方	地域らしい景観づくりのポイント	具体的な景観配慮
① 対岸や橋上からの広がりある眺望の確保	川沿いの建築物が形成するスカイラインや背景の山並みから突出して見えないよう努める。	・平面計画を工夫し、川沿いのまち並みと同程度の高さの階数に抑え、背景の山並みからも突出して見えないようにした。
	川沿いの建築物が形成するまち並みとの連続性や統一感の形成に努める。	・川沿いのまち並みの形態に合わせ、川に向けて傾斜する勾配屋根にするとともに、敷地内を緑化し、緑の繋がりが途切れないようにした。
	勾配屋根にするなど、背景の山並みや手前の堤防の地形と調和する形態、意匠とするよう努める。	・川に向けて緩やかに傾斜する勾配屋根とし、川側は1階部分を張り出し、川の地形に馴染むようにした。また、屋根は、陰影のできる鋼板縦葺きの仕様を選択し、自然に調和するようにした。
	分棟化や壁面の分節化などにより、長大な壁面や単調な壁面が生じないように努める。	・平面的な外形に凹凸を設け、陰影や変化を生み出すことで、落ち着いて見えるようにした。また、大きな壁面は、仕上げ材や色彩の使い分けで、単調にならないように工夫した。
	屋上広告物や眺望を損ねる屋外広告物は設置しないよう努める。	・屋上広告物は設置せず、施設名は、川側から見えない位置に表示した。
② 河川に顔を向けた、潤いと安らぎのある景観の創出	背景の山並みや周辺の建築物、自然、農地と調和する、穏やかな色彩とする。	・屋根の色彩は、10YR3/0.5とし、沿川のまち並みと調和させた。外壁の塗装は、2.5Y7/1.5を基調色とし、2.5Y5/2をアソートカラーとして配色し、水辺の自然や背景の山並みに調和させた。
	水辺の自然や背景となる山並みと調和するよう、敷地周囲や壁面の緑化に努める。	・既存の大木を保全するとともに、敷地内は自生種で緑化し、建築物の1階が見え隠れするようにした。また、川沿いの壁面の一部に壁面緑化を施した。
	自然や農地の地形に馴染ませ、水辺の自然や公園と一体感のある空間づくりに努める。	・隣接する公園側に、相互に見通しのきく開放的な空間を設け、花木や草花を植えることで、周辺と一体感のある環境を生み出した。

様式第4（第4条関係）

景観計画区域内行為変更届出書

令和○年 ○月 ○日

豊橋市長 様

届出者 住 所 豊橋市○○町字○○123
(所在地)
 氏 名 今 橋 太 郎
(名称及び代表者氏名)
 電話番号 0532-00-0000

景観法第16条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

計 画 の 名 称		○○マンション建築計画
行 為 の 場 所		豊橋市○○町字○○33、34
行 為 の 種 類		建築物の新築
当初の届出年月日		令和○年 ○月 ○日
適合通知の年月日 及 び 番 号		令和○年 ○月 ○日 ○○○○○号
変 更 内 容	変 更 前	外壁の色彩は、3～7階を基調色：2.5Y8/1.5とし、1～2階を補助色：10YR4/2.0とした。
	変 更 後	外壁の色彩は、3～7階を基調色：2.5Y8/1.5とし、1階を補助色：10YR4/2.0、2階：2.5Y6/1.5とした。
変 更 理 由		現地にて大判色見本で色彩検討を行った結果、変更後の配色にすると、よりまち並みに調和する景観になることが分かったため。
担 当 者 連 絡 先		○○建築設計事務所 ○○○○ 0532-00-0000

様式第7（第9条関係）

景観計画区域内行為完了・中止届出書

令和〇年 〇月 〇日

豊橋市長 様

届出者 住 所 豊橋市〇〇町字〇〇123
(所在地)
氏 名 今 橋 太 郎
(名称及び代表者氏名)
電話番号 0532-〇〇-〇〇〇〇

令和〇年〇月〇日付で届け出た行為について、当該行為を完了（中止）したので、豊橋市
まちづくり景観条例第15条の規定により、次のとおり届け出ます。

区 分	☒ 完了 ☐ 中止			
計 画 の 名 称	コーポ〇〇建築計画			
行 為 の 場 所	豊橋市〇〇町字〇〇111、112			
行 為 の 種 類	☒ 建築物	☒ 新築 ☐ 修繕	☐ 増築 ☐ 模様替	☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 色彩の変更
	☐ 工作物	☐ 新設 ☐ 修繕	☐ 増築 ☐ 模様替	☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 色彩の変更
	☐ 開発行為			
適合通知書の年月 日 及 び 番 号	令和〇年 〇月 〇日 〇〇〇〇号			
完 了 ・ 中 止 の 年 月 日	令和〇年 〇月 〇日			
中 止 の 理 由				

備考 行為完了の場合は、完了後の写真を添付してください。

様式第16（第17条関係）

まちづくり景観形成地区内行為届出書

令和〇年 〇月 〇日

豊橋市長 様

届出者 住 所 豊橋市二川町字中町〇〇
(所在地)
氏 名 二 川 太 郎
(名称及び代表者氏名)
電話番号 〇 5 3 2-〇〇-〇〇〇〇

豊橋市まちづくり景観条例第22条の規定により、次のとおり届け出ます。

地 区 の 名 称		二川宿景観形成地区						
設計者の住所氏名		豊橋市〇〇町11 〇〇建築設計事務所 一級建築士 〇〇〇〇 (電話 0532-〇〇-〇〇〇〇)						
施工者の住所氏名		豊橋市〇〇町字〇〇22 株式会社〇〇建設 代表取締役 〇〇〇〇 (電話 0532-〇〇-〇〇〇〇)						
行 為 の 場 所		豊橋市二川町字中町〇〇						
工 事 予 定 期 間		令和3年〇月〇日 ～ 令和4年〇月〇日						
行 為 の 種 類		建築物	新築					
		工作物	新設					
		屋外広告物	表示					
		その他	前面空間の整備					
建 築 物	主要用途	店舗	階 数	地上 2階 ・ 地下 階			高 さ	8.2m
	構造	木造	敷地 面積	355㎡	建築面積 (計画部分)	95㎡ ㎡	延べ面積 (計画部分)	155㎡ ㎡
	整備計画に配 慮した事項	切妻平入の外観とし、屋根をいぶし銀の和瓦葺き、外壁をこげ茶色の木目 調サイディングと珪藻土塗りとし、歴史的なまち並みに調和させた。						
	屋上に設置す る建築設備	—				規模	—	
工 作 物	種類	屋根付きの門				規模	高さ3.5m、幅6.5m	
	整備計画に配 慮した事項	旧街道沿いに、いぶし銀の瓦葺きの門を設置し、まち並みの連続性を創出 した。また、壁面は、こげ茶色の木製格子とし、歴史的な建築物に調和さ せた。						
屋 外 広 告 物	種類	広告板				規模	高さ0.8m、幅1.5m	
	整備計画に配 慮した事項	建築物の正面の1階底上に、ケヤキの一枚板の掘り込み看板を設置し、歴 史的な雰囲気を高めた。						
そ の 他	前面空間の 整備	旧街道と建築物の間の駐車場床面は、灰色の御影石張りとし、隣地境界に は和風の植栽を行い、歴史的な環境に調和させた。						
関係図書		1 位置図、配置図、平面図、立面図及び外構図 2 現況写真その他市長が必要と認める図書						

豊橋市景観計画
事前協議と届出等の手引き
＜令和３年８月版＞

- ◆ 発 行：豊橋市 令和３年８月
- ◆ 編 集：豊橋市役所 都市計画部 都市計画課
〒440-8501 豊橋市今橋町１番地
TEL：0532-51-2615 FAX：0532-56-5108
E-mail：toshikeikaku@city.toyohashi.lg.jp